

国立病院機構における**通報制度**について

不正行為を見てしまった、聞いてしまった！
どうした良いのだろうか…



▷ 国立病院機構には、職員等の法令違反行為、規程等違反行為に対する**通報制度**があります。

通報の対象となるのは、「**国立病院機構の事業に従事する場合における職員等の法令違反行為、規程等違反行為**」です。国立病院機構の事業と全く無関係な私生活上の法令違反行為は対象となりません（なお、ハラスメントについては、ハラスメント窓口での対応となります）。

▷ 通報したことで、**不利益になることはありません。**

通報に対応する職員は、知り得た秘密を漏らしてはならないことになっています。調査を行う上でも通報者が特定されないよう十分に配慮するなどの対応が行われます。**匿名での通報**も可能です。

また、国立病院機構は、通報したことを理由として、通報者に不利益な取り扱いをしてはならないことになっています。

▷ **通報相談窓口**は以下の通りです。

事業場	通報相談窓口	通報相談員
病院	事務部管理課	管理課長
グループ	人事担当	参事(人事担当)
本部	総務部総務課	総務課長
	高田法律事務所	弁護士 高田洋平

三重中央医療センターの通報相談窓口
の連絡先は、内線 1201
Mail : 317-kanrika@mail.hosp.go.jp
となります。

病院の窓口の他、グループ担当理事部門や本部総務部総務課、外部窓口（指定弁護士）（※）で受け付けることも可能です。

※【外部窓口（指定弁護士）の連絡先】 **高田法律事務所 弁護士 高田 洋平**

住所：〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-9-4

電話番号：03-3240-6761 FAX番号：03-3240-6777

電話受付時間 10:00～17:00（土日祝日、年末年始除く）

メールアドレス：nho_tuhou_takadalaw@yahoo.co.jp



国立病院機構本部のホームページでも、通報制度の案内をしています。

「法令違反行為に関する通報について」 https://nho.hosp.go.jp/disclosure/cnt1-0_000117.html

